

京都市風致地区条例第 8 条第 1 項の規定に基づく命令を次のとおり行いましたので、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 16 年 9 月 27 日

京 都 市 長 榊 本 頼 兼

1 命令の相手方

建築主

京都市西京区嵐山樋ノ上町 18 番地の 41

長光男

工事施工者

京都府亀岡市西町 60 番地 11

吉一工務店 吉田一博

2 違反行為地

京都市西京区嵐山樋ノ上町 18 番 41, 18 番 52

3 命令の内容

同地における建築物の工事の施工を直ちに停止すること

4 理由

上記の建築物は、京都市風致地区条例第 2 条第 1 項の規定による許可と相違し、かつ、同条第 5 条第 1 項第 3 号ウ(ウ)に規定する許可基準に適合しておらず、風致の維持に支障を及ぼすおそれがあるため

5 命令を行った日

平成 16 年 9 月 10 日

(都市計画局都市景観部風致保全課)